

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民生活と調和した持続可能な観光の実現に向けた、京都駅北口タクシー乗り場における滞留対策を支援するため、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、京都駅北口広場管理組合に属し、京都駅北口タクシー乗り場を運営する者とする。

(交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年3月31日までの間に実施する京都駅北口タクシー乗り場における人員の配置等、滞留対策事業に係る経費のうち、市長が適当と認めたものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に掲げる交付対象経費のうち、予算の範囲内で交付する。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条に基づく申請は、補助金の交付の対象となる事業を実施しようとする日までに、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書（経費内訳及び経費に係る見積書等の写しを含む。）

(3) その他市長が必要と認める書類（特に指示があった場合のみ。）

2 交付対象者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に交付対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第6条 市長は前条による申請が到達した日から30日以内に、条例第10条に基づき、補助金の交付及び交付予定額又は不交付を決定する。

- 2 前項により交付を決定したときは、条例第12条第1項の規定に基づき、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付及び交付額決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、条例第12条第2項の規定に基づき、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業京都駅北口タクシー乗り場滞留補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、当該申請に係る事項について、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第7条 条例第13条の規定による申請の取下げを行おうとする申請者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（交付決定内容の変更申請等）

第8条 交付対象者は、条例第11条の規定に基づき交付決定を受けた内容を変更又は中止（廃止）しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業変更承認申請書（第4号様式）又は京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的及び主たる内容以外の変更であつて、補助金の額に変更を生じないもの又は変更が生じる補助金の額が交付決定額の20%以内の減額であるものをいう。
- 3 市長は、第1項による申請を承認したときは、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業変更承認通知書（第6号様式）又は京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業中止（廃止）承認通知書（第7号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 経費内訳（経費に係る支払い明細、請求書等の写しを含む。）
- (3) その他市長が必要と認める書類（特に指示のあった場合のみ。）

- 2 交付対象者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、交付対象者から前条による報告を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金額確定通知書（第9号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付対象者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに本市所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第12条 交付対象者は、補助事業を円滑に執行するために必要がある場合には、条例第21条第2項の規定により補助金の概算払を請求することができる。この場合において、概算払いを請求できる回数は、一事業年度につき6回までとし、請求金額は、当該年度における概算払い請求額の合計が、交付決定額を12箇月で割った額に既に対策を実施した月数を乗じた額を超えないようにしなければならない。

(補助金の精算等)

第13条 前条の規定により補助金の概算払を受けたときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、第10条に規定する書類を市長に提出するとともに、補助金の精算を行い、過払いについては、返納しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 交付対象者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（第10号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月29日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月28日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この改正後の京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 5 条関係）

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付申請書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
申 請 事 業 名	
申 請 する 事 業 の 必 要 性 及 び 内 容	
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
申請事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円
添 付 書 類	☐ 事業計画書 ☐ 収支予算書 （経費内訳及び経費に係る見積書等の写しを含む。） ☐ その他市長が特に必要と認める書類 （特に指示があった場合のみ。）

第2号様式（第6条関係）

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付及び交付額決定通知書

年 月 日	第 号
(補助金交付団体の名称及び代表者名)	京 都 市 長 〔担当 都市計画局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金につきましては、以下のとおり交付することに決定しましたので通知します。

補 助 事 業 名	
交 付 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。 (2) 申請内容に変更が発生した場合は、速やかに京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱第8条に基づく変更承認申請書を提出してください。 (3) 本事業の完了後は、速やかに実績報告を提出してください。 (4) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがあります。 (5) 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることがあります。 (6) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管してください。 (7) 補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱第14条に基づく消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書により市長に報告してください。 (8) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱を遵守してください。

第3号様式（第6条関係）

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日	第 号
(補助金交付申請団体の名称及び代表者名)	京 都 市 長 〔担当 都市計画局 〕

年 月 日付けで申請のありました京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金につきましては、以下のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

補 助 事 業 名	
不 交 付 理 由	

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第4号様式（第8条関係）

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

年 月 日付で交付を受けた京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金（交付決定番号 第 号）について、以下のとおり変更したいので申請します。

1 変更を申請する内容（該当する箇所のみ記入）

補 助 事 業 名	
事 業 の 内 容	
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
補助事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円
そ の 他	

2 変更する理由

3 添付書類

第5号様式（第8条関係）

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金中止（廃止）承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

年 月 日付けで交付を受けた京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金（交付決定番号 第 号）について、以下のとおり関係事業の
☐中止 ☐廃止 をしたいので申請します。

中止又は廃止する事業名	
中止又は廃止する理由	
添付書類	

注 該当する□にレを記入してください。

第6号様式（第8条関係）

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金変更承認通知書

年 月 日	第 号
(補助金交付団体の名称及び代表者名)	京 都 市 長 〔担当 都市計画局 〕

年 月 日付で申請のありました京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金変更承認申請について、下記のとおり承認し、補助金の交付内容を変更することを決定したので、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱第8条第3項に基づき通知します。

変更交付決定の内容	
交 付 の 条 件	
交 付 条 件	(1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。 (2) 申請内容に変更が発生した場合は、速やかに京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱第8条に基づく変更承認申請書を提出してください。 (3) 本事業の完了後は、速やかに実績報告を提出してください。 (4) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し又は指示することがあります。 (5) 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命じることがあります。 (6) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類を整備し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管してください。 (7) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱を遵守してください。

第 7 号様式（第 8 条関係）

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金中止（廃止）承認通知書

年 月 日	第 号
（補助金交付団体の名称及び代表者名）	京 都 市 長 〔担当 都市計画局 〕

年 月 日付けで申請のあった、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金に係る中止（廃止）承認申請について、下記のとおり承認することを決定したので、京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき通知します。

中止又は廃止する 事業名	年 月 日付け 第 号 交付決定
中止又は廃止する 期 日 （ 期 間 ）	
添 付 書 類	

第 8 号様式（第 9 条関係）

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金実績報告書

（宛先）京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条の規定により事業の実績を報告します。	
補 助 事 業 名	
補助金交付決定番号	第 号
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日
申請事業に要した経費	円
交付を受けた補助金の額	円
補 助 事 業 の 概 要 及 び 効 果	
添 付 書 類	☐ 事業実施報告書 ☐ 経費内訳書 （経費に係る支払い明細、請求書等の写しを含む。） ☐ その他市長が特に必要と認める書類 （特に指示があった場合のみ。）

第9号様式 (第10条関係)

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付額確定通知書

年 月 日	第 号
(補助金交付団体の名称及び代表者名)	京都市長 〔担当 都市計画局 〕

年 月 日付け第 号をもって交付決定した京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金につきましては、以下のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

補 助 事 業 名	
交 付 確 定 額	

第 10 号様式（第 14 条関係）

京都駅北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金に係る
消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

（宛先）京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地	補助金交付団体の名称及び代表者名

年 月 日付け第 号をもって交付決定した下記補助事業に関する
年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都駅
北口タクシー乗り場滞留対策強化事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、報
告します。

補 助 事 業 名	
補 助 金 額	（市長が交付額確定通知書により通知した額） 円
消費税及び地方消費税額 の確定に伴う補助金に係 る消費税及び地方消費税 に係る仕入控除税額 （要補助金返還額）	円
添 付 書 類	☐ 積算内訳書 （上記「消費税及び地方消費税額の確定に伴う 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕 入控除税額」の積算根拠）